

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり、プロポーザルの提出を招請します。

令和8年5月15日

今治市長 徳永 繁 樹



1 業務概要

(1) 業務名

今治市観光振興計画改定業務

(2) 業務の目的

本業務は、観光需要の多様化や旅行者ニーズの高度化、インバウンドの拡大、観光DXの進展等、観光を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応するとともに、現行計画の進捗状況及び課題を検証し、本市が有する歴史・文化・産業・自然などの地域資源を最大限に活用した観光施策の方向性を再整理するものである。

あわせて、通過型観光から滞在・周遊型観光への転換、観光消費額の拡大、地域経済への波及効果の向上を図るとともに、多様な主体との連携による持続可能な観光地域づくりを推進し、観光振興を総合的かつ計画的に推進するため、観光振興計画を改定することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「今治市観光振興計画改定業務公募型プロポーザル基準仕様書（以下「仕様書」といいます。）」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

2 見積限度額

8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とします。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加表明を行い、参加資格の確認を受けた者（以下「参加者」といいます。）とします。

- (1) 当該業務委託の実施年度において、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（平成17年今治市要綱第92号）又は今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱（平成22年今治市要綱）の規定により入札参加資格者として認

定されている者

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 公告日から契約締結の間において、今治市建設工事指名停止措置要綱（平成17年今治市要綱第18号）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- (5) 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者
- (6) 当該業務委託の実施年度以前において、当該業務委託と類似業務の実績（実施中のものも含む。）を有する者

5 担当部署

今治市役所

総合政策部交流振興局観光課

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1

TEL：0898-36-1541

FAX：0898-25-2961

E-MAIL：kankou@imabari-city.jp

6 スケジュール

公告	令和8年5月15日（金）
質問受付締切	令和8年5月22日（金）
質問回答	令和8年5月28日（木）
参加表明受付締切	令和8年6月8日（月）
参加資格審査結果通知	令和8年6月11日（木）
企画提案書等受付締切	令和8年6月15日（月）
第1次審査（書類審査）	令和8年6月17日（水）（予定）
第2次審査（最終審査）	令和8年6月24日（水）（予定）
結果通知	令和8年6月26日（金）（予定）
契約締結	令和8年6月30日（火）（予定）
業務開始	令和8年6月30日（火）（予定）

7 評価項目及び評価基準

別紙「評価項目及び評価基準」のとおり

8 実施要領等の配布

- (1) 配布期間
令和8年5月15日（金）から令和8年6月8日（月）午後5時15分まで
- (2) 配布場所
今治市役所観光課のホームページ
ホームページアドレス
<https://www.city.imabari.ehime.jp/kankou/proposal/08/>
- (3) 配布方法
前記(2)のホームページからダウンロードするものとします。

9 参加表明

- (1) 提出期間
令和8年5月15日（金）から令和8年6月8日（月）午後5時15分まで（必着）
ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 提出場所
前記5「担当部署」
- (3) 提出書類
ア 参加表明書（様式第1号）
イ 会社概要（様式第2号）
ウ 実績調書（様式第3号）
- (4) 提出部数
1部
- (5) 提出方法
提出期間内に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできません。以下同じ。）により提出するものとします。
- (6) 参加資格の審査及び結果の通知
提出された参加表明書等により、前記4「参加資格要件」を満たしているかについて審査し、その結果を参加資格審査結果通知書により令和8年6月11日（木）までに通知します。

10 説明会

説明会は開催しません。

11 質問及び回答

- (1) 質問
ア 提出期間
令和8年5月15日（金）から令和8年5月22日（金）午後5時15分まで（必着）
イ 提出場所

前記5「担当部署」

ウ 提出方法

提出期間内に、質問票(様式第5号)を電子メールにより提出することとし、それ以外の方法による質問は受け付けないこととします。

(2) 回答

令和8年5月28日(木)午後5時15分までに前記8のホームページにおいて質問及び回答を公表することとします。

12 企画提案書の提出

(1) 提出期間

参加資格審査結果通知書の受領後から令和8年6月15日(月)午後5時15分まで(必着)

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記5「担当部署」

(3) 提出書類

- ア 企画提案書提出届(様式第6号)
- イ 企画提案書(任意様式)
- ウ 参考見積書(様式第7号及び任意様式)
- エ 業務実施予定体制(様式第8号)

(4) 企画提案書作成要領

- ア 企画提案書はA4判又はA3判で作成してください。
- イ 仕様書に沿って企画提案書を作成してください。
- ウ 企画提案書は、できる限り平易な表現(図表等を含む。)で作成してください。
- エ 目次を作成し、ページ下部にページ番号を付けてください(表紙と目次を除く)。
- オ 仕様書に示す本市の要求事項に固執することなく、参加者の知識、経験等を活用し、留意事項、指摘事項等を示すなど、当該業務が本市の要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案に努めてください。

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送により提出してください。

(6) 提出部数

正本1部、副本10部

(7) 留意事項

ア 基本事項

プロポーザルは業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部の作成や提出を求めるものではありません。

イ 提出書類の取扱い

- (ア) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません。
- (イ) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。

(ウ) 企画提案書の提出は1者につき1案とします。

ウ 特許権等の使用

第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利の対象となっている方法を使用するときは、参加者がその費用負担及び使用交渉の一切を行わなければなりません。

エ 著作権

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用することができるものとします。

13 参加辞退

参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに参加辞退届（様式第9号）を前記5「担当部署」に持参又は郵送にて提出してください。

14 選定方法

選定は、今治市観光振興計画改定業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）が行い、前記7「評価項目及び評価基準」により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」といいます。）を選定します。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された企画提案書を評価基準に基づいて審査し、高い評価を得た参加者を選定します。ただし、プロポーザルの参加者が少数である場合など市が適当と判断したときは、第1次審査を省略し、第2次審査において書類審査及びプレゼンテーション又はヒアリング（以下「プレゼンテーション等」といいます。）による選定を実施することがあります。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

第1次審査により選定された者に対し企画提案についてのプレゼンテーション等を実施し、前記7「評価項目及び評価基準」で示す評価基準に基づいて再評価するとともに、プレゼンテーション等の内容で加算点を追加し、得点の高い順に順位を付けます。最高得点を挙げた参加者が2者以上いる場合は、前記7「評価項目及び評価基準」による企画提案力の評価が高い参加者を上位とします。

プレゼンテーション等は、説明員と審査員が対面で行う方法とします。

なお、プレゼンテーション等の実施内容の詳細については、後日連絡します。

(3) 参加者が1者の場合は、選定委員会による前記審査を行い、総得点が満点の6割以上である場合に契約候補者として選定します。6割に満たない場合又は参加者がいない場合には、再度公募を実施します。

(4) 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、契約候補者を選定しないものとします。

15 選定結果

(1) 第1次審査

選定結果を電子メールにより通知します。なお、選定された者のみ、第2次審査の詳細について併せて通知します。

(2) 第2次審査

選定結果を電子メールにより第2次審査の参加者全員に通知します。

16 契約締結事務

プロポーザルは、当該業務委託の履行に最も適した契約の相手方を選定するものであることから、具体的な業務は、企画提案書等に記載された内容を反映しつつも、市との協議に基づいて実施することとしますので、経費縮減及び機能向上を図るために協議を行う予定です。当該協議が成立した場合には、当該協議内容について当該業務の担当検査員の審査を受けた後に契約を締結するものとします。

(1) 仕様等の確定について

事業担当課は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行いますが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではありません。協議により必要な範囲内において企画提案書の項目の変更、追加及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができるものとします。また、当該協議が整わない場合で、次順位者が契約候補者となったときも同様とします。

(2) 契約金額の確定について

契約金額は、原則として企画提案時に提出した見積額を超えないこととします。

(3) 契約保証金について

契約保証金については、契約金額の10分の1に相当する額以上を契約締結前に納付してください。ただし、契約候補者が今治市契約規則第61条各号のいずれかに該当する場合は当該条項により免除します。

17 提出書類の取扱い

(1) 参加表明書、企画提案書その他提出された書類は、返却しません。

(2) 提出された書類は、本プロポーザルの審査以外には使用しません。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用することができるものとします。

18 情報公開

(1) 市は提出された企画提案書等について、今治市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

(2) 次に掲げる事項について、今治市ホームページ等において公表します。

ア 業務名

イ 契約期間

- ウ 選定した契約候補者の名称
- エ 契約金額
- オ 選定の経緯及び結果
- カ 担当課の名称

19 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とします。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を今治市に請求することはできません。

20 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 参考見積書の金額が、見積限度額を超えた場合
- (5) 企画提案書の作成に当たり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合
- (6) 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

21 その他

- (1) 本提案により知り得た情報を第三者に漏洩してはなりません。
- (2) 契約書については、提示した業務委託契約書（案）により作成します。
- (3) 当該業務に直接関係する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定はありません。
- (4) 選定委員会の委員が関係する事業者は参加できません。
- (5) 企画提案書等に記載した配置予定の業務担当者は、原則として変更できません。ただし、異動、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の業務担当者に変更するものとし、今治市の了承を得なければなりません。